

『START UP 金融法務入門』

追加情報について

標記書籍につき、法改正等により内容に変更が生じたので、下記のとおり追加情報をお知らせいたします。

記

◆相続預金に関する最高裁判所の新判断

預金について相続が開始された場合、預金は可分債権として各共同相続人は相続分に応じて分割された預金債権を当然に取得すると解されていましたが、最高裁判所は、2016年12月19日大法廷決定において、預金債権は、その性質等に鑑みると、「相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割されることはなく、遺産分割の対象となる」との新たな判断を示しました（金融・商事判例1508号10頁）。この結果、金融機関は、相続預金の払戻しについては、遺産分割協議成立後でなければ応じられないこととなりました。

※該当頁 ⇒ 63～66頁

以 上